

岡山市社会福祉協議会 切山基金
令和8年度「地域をつなぐ活動」支援助成金 実施要領

1. 目的

市民同士のつながりのための活動を支援することで、地域のつながりの希薄化や社会的な孤立を防ぎ、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、暮らしやすい地域を推進することを目的に実施する。

2. 対象団体

前項の目的にある地域の福祉課題解決に取り組む、以下の条件をすべて満たす団体。

- ① ボランティアグループ、法人格を有しない社会福祉活動を実施する団体であること。

※ただし、法人格を有していても岡山市社会福祉協議会の子どもの居場所に登録している団体は対象とする。

- ② 岡山市内に拠点を置き、岡山市内において活動している団体。

- ③ 団体の規約または会則を有していること。

- ④ 政治活動、宗教活動及び営利を目的としない団体。

- ⑤ 反社会的勢力及び反社会的勢力と関わりがある団体でないこと。

- ⑥ 団体としての活動を定期的・継続的に実施していること。

- ⑦ 本会が実施するその他の助成金(赤い羽根「高齢者いきいきサロン及び特別助成金」の助成金、赤い羽根 地域見守り活動助成金、赤い羽根「子育てサロン」事業、「元気の出る会」助成金、ふれあい活動助成金、広報啓発活動助成金、ふれあい給食サービス事業、「子どもの居場所立ち上げ」助成金、切山基金「支え合い活動」助成金)の対象活動ではないこと。

「子どもの居場所立ち上げ」助成金、切山基金「支え合い活動」助成金)の対象活動ではないこと。

3. 助成対象活動

助成対象期間中に3回以上活動を実施し、以下のどちらかの活動を対象とする。

- ・困難を抱える子どもや若者、子育て家庭を支援する活動（子ども食堂、学習支援、相談支援等）
- ・高齢者、障害者、世代を問わず、社会的な孤立を防ぎ、地域のつながりをつくる活動（居場所づくり、交流活動）。

※本基金の目的を理解し、居場所を必要とする人を支えられる活動であること。

例) チラシに「定員●人」、「完全予約制」と記載していても、当日、予約の無い参加者を可能な限り受け入れられる体制。または申込の定員を超えてもある程度参加枠を増やす等の工夫ができること。

4. 助成額

助成額は、1団体につき10万円を上限とする。

※1団体1回のみの申込みとする。

5. 助成対象経費

助成対象経費および対象外経費については、別紙③のとおりとする。

6. 申込期日及び申請書類

申請期日は以下のとおりとする。

- ・第1回目 書類申込期限：令和8年2月27日（金）（必着）とし、翌月に審査を実施する。
※令和8年4月～令和9年3月末までの活動に対する助成金とする。
- ・第2回目 書類申込期限：令和8年8月10日（月）（必着）とし、翌月に審査を実施する。
※令和8年10月～令和9年3月末までの活動に対する助成金とする。

7. 申請方法。以下の①～④をそろえて提出すること。

- ① 申請書（様式1）
- ② 規約もしくは会則
- ③ 活動状況がわかるもの（写真・チラシ・パンフレット等）
- ④ 振込先口座の通帳の写し（申請団体名、口座番号のわかるページ）

提出先は企画広報・ボランティア課とし、持参、郵送での提出とする。

8. 助成金の審査及び決定

助成金は審査会をもって決定する。

助成金額は、活動内容等を勘案し、本会の予算の範囲内で決定する。

審査結果については、後日書面にて通知する。

審査内容等については開示しない。

9. 助成明示

印刷物には、「この事業は、岡山市社会福祉協議会 切山基金の助成を受けて実施しています。」と明示すること。また、報告時に明示した資料を添付すること。

10. 事業報告

助成事業が完了後、2週間以内に以下の①～③の書類を提出すること。

- ① 実施報告書（様式2）
- ② 領収書の写し（対象経費のみの領収書とする。）
※対象経費以外のものと混ざっている領収書は認めない。また、領収書の写しが無い経費も認めない。
- ③ 事業実施が確認できる資料（写真、チラシ等）。

※なお、助成事業の内容が変更となり余剰金が生じた場合は、速やかに返還届（様式3）を提出し、助成金を返納すること。また、虚偽の申請、助成金の目的外使用、未執行についても同様とする。

11. その他

本助成は、岡山市社会福祉協議会切山基金を活用して実施する。

本事業は、岡山市社会福祉協議会切山基金規程に準拠する。

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

本要領は、本年度（令和8年度）のみとする。

《岡山市社会福祉協議会切山基金について》

故切山須美子様からの「私の経験では一人での介護は心細く寂しい思いをしました。介護する方で配偶者・兄弟姉妹や子供、親族の助けのない生活が困窮する独り身の方の支援になればと切に願いこの資金を残しました。」という遺言に基づき設立された岡山市社会福祉協議会切山基金を活用し、岡山市内の日常生活に困難を抱え援助が必要な方が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくためのより良い支援を実現する目的で運用しています。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年1月28日から施行する。